

千葉工業大学 P P A 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、千葉工業大学 P P A 会則第8条第2項にもとづき会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は別表1に定められた金額とする。

2 教職員および留学生の保護者は、これを免除する。

3 同年度に2人以上の子女が在籍している場合は、2人目以降の入会金を免除する。

(年会費)

第3条 年会費は、別表2に定められた金額とする。ただし、名誉会員および賛助会員の場合は免除する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成9年6月21日から施行する。

5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

6 この規程は、令和4年1月13日から施行する。

別表1

入会金

| | 金額 (円) |
|------|--------|
| 正会員 | 10,000 |
| 賛助会員 | 10,000 |

別表2

年会費

| | 金額 (円) |
|-----|---------|
| 正会員 | 10,000* |

* 在籍している学生1人あたりの年会費

千葉工業大学 P P A 研究活動援助金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学会での研究成果の発表、コンテスト参加等、学生の研究活動の経済的支援に関する事項を定めることを目的とする。

(援助額)

第2条 援助額は、宿泊費および交通費を合わせて、国内出張については3万円、海外出張については5万円を上限とする。

(資 格)

第3条 申請資格者は、正会員の子で本学学部学生に限るものとする。

2 申請は、学部在学中に2回までできるものとする。

(適用の範囲・条件)

第4条 援助を受けられる研究活動は、以下のとおりとする。

- (1) 学会での研究成果の発表および発表者の補助
- (2) コンテストへの参加
- (3) その他、学会活動と同等の活動と認めたもの

2 援助を受けるには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 目的および内容が明確であり、実施要項など、書面資料が提出できること
- (2) 学生共済会に「学外での活動届」が提出されていること
- (3) 千葉工業大学の他の制度から経済的な助成を受けていないこと

(申請手続・採否・支給)

第5条 申請者は所定の申請書に必要書類を添付し、教学センターまたはP P A事務局に提出する。

2 申請の採否は、担当部署による書類審査を経て決定し、結果を理事会に報告する。

3 援助金の支給は、申請者の指定した国内の預金口座に振り込むものとする。

(免 責)

第6条 活動中の不慮の事故、疫病および災害等が発生した場合、P P Aはその責を負わないものとする。

(報 告)

第7条 援助金受給者は、事後2週間以内に報告書を提出しなければならない。なお、卒業予定者については、報告書を当該年度の学位記授与式までに提出するものとする。

2 援助金は、報告書を提出したのち、振り込むこととする。

(返 還)

第8条 報告書の内容が申請内容と著しく異なる場合は、援助金を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月10日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。